

## 岐阜県環境影響評価審査会 議事録（概要版）

- 1 日 時：平成26年3月24日（月） 午後1時40分～午後3時00分
- 2 場 所：岐阜県庁大会議室
- 3 議 題：中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書【岐阜県】について
- 4 出席者：山澤委員、永瀬委員、廣岡委員、奥村委員、中村委員、神谷委員、鹿野委員、窪田委員、高田委員、駒田委員、安藤委員、清水委員、竹中委員、高木委員、山田委員、伊藤委員、森委員  
関係市町担当者8名、県関係課等担当者18名、事務局7名、傍聴者13名
- 5 議 事：当該事業の準備書に対する審査会意見案について事務局から説明。  
その後、質疑応答を実施。

### 【事務局】

それでは、審査会意見の案につきまして、資料3に基づいてご説明いたします。なお、資料5の意見整理表については、説明の中で特に触れませんが、お手元に並べていただいて、適宜ご参照いただければと思います。

資料3の審査会意見の事務局案でございますが、この内容は、前回の審査会でお示した論点をベースに、内容が重複しているものを集約するなどの整理を行い、前回審査会以降に、委員から書面でいただいたご意見も踏まえて、事務局において文章化したものでございます。

原案の段階で、委員の皆さまにメール又はファックスでお送りし、内容のお目通しをいただいておりますが、その際にいただいたご指摘により、文言の追加・修正を行った部分もございます。

1枚目は、審査会会長から知事への意見書のかみ文になります。準備書に対する審査会としての意見案は別紙のとおりとし、記より下の部分は、審査会から県への要請事項となります。この要請事項については、後ほど詳しくご説明いたします。

それでは、資料3の2枚目をご覧ください。こちらから審査会意見案の具体的な中身となります。ここが1ページになり、最終ページは10ページです。

意見案の構成としましては、まず前文がございまして、1ページの中程より下に「第1 工事計画の概要について」とあります。これは、準備書本編の第3章の中に「対象事業の工事計画の概要」について記載されていますが、これに関連する意見をまとめたものでございます。続いて、2ページの中程から、「第2 個別の環境要素に係る事項について」ということで、「1 大気質」から、10ページの「12 温室効果ガス」まで、環境要素ごとに意見をまとめて記載しております。

意見の項目数としましては、1ページの「1 施設の概要」というようなゴシック文字で記載された部分を大項目、(1)のように記載された部分を小項目と区分しますと、全体で、大項目が14、小項目が44となっております。

それでは、前文から順にご説明いたします。

第1段落と第2段落において、審査会の審査経過を記載しております。審査会において、事業予定地の現地調査を実施し、5回にわたり審議を行ってきたこと、その過程で事業者に追加資料の提示や回答を求めるとともに、関係市町長の意見や公聴会での意見なども確認し、これらをもとに議論し、準備書について意見すべき事項の検討を行ってきたことを、記載しております。

その次に、意見の取りまとめに当たっての観点について、3項目に整理し、箇条書きで記載しています。

一つ目は、準備書において不足している事項について、今後更なる取組を進め、次のステップである、環境影響評価書に可能な限り記載することを求めること。二つ目は、評価書の公告、すなわち環境影響評価の事業着手前の手続きが終了した以降、実際に着工するまでの間に、計画の

熟度に応じて措置すべき事項について必要な対応を求めること。三つ目は、着工後の環境保全措置や事後調査・モニタリングなどについて、適切な実施を求めること、です。

これまでに委員からいただいた意見は、この3つに分類できるものと考え、そのことを意識して、個々の意見を整理しております。事業者には、意見を踏まえて、それぞれの段階までに適切に対応いただくことを求めているものです。

最後にまとめとして、事業者には、この意見を十分に勘案して評価書に反映し、事業実施による環境影響の一層の低減に努められたい、という文章で前文を結んでいます。

次に、「第1 工事計画の概要について」でございますが、まず、「1 施設の概要」について(1)、(2)の2項目の意見を記載しています。

(1)は、鉄道施設に関して、評価書に詳細な記述を求めるものでございます。準備書本編の3-30ページから3-34ページまでに、施設の概要が記載されておりますが、施設等の標準的な断面図や概要図が示され、簡単に解説が付されています。

また、路線の断面図については、資料編に記載されておりますが、垂直方向の縮尺が2万分の1、水平方向が20万分の1というもので、概略的な図面となっております。さらに、非常口が7箇所計画されておりますが、トンネルから非常口まで掘削される「斜坑」については、そのルートや断面図が示されておられません。

このように、準備書においては十分な情報が明らかにされていないことから、意見案では、アとして、駅、車両基地、換気施設を含む非常口及び変電施設の構造、設備及び機能について詳しく記述すること、イとして、路線のより詳しい断面図と斜坑のルート及び断面図を示すことを求めています。

続いて(2)は、鉄道施設を具体化するに当たって配慮すべき事項に関する意見です。

関係市町からは、例えば、高架橋等の地上部について防音防災フードの施工を望む、との意見や、換気施設について周辺環境に影響が少ない位置や構造物の配置を求める、との意見が示されております。

このため、アからウまでに具体的に例示したような事項について、現地の状況に応じ、それぞれの周辺環境や土地利用の状況、関係市町の意見を踏まえて検討することを求めるものでございます。

また、駅や高架橋等については、構造物が地域を分断することになりますので、既存市街地やコミュニティへの影響にも留意することを求めています。

次に「2の工事方法」でございます。前段は、工事用車両の走行ルートの設定に関する意見になります。準備書の記載によりますと、工事用車両の運行台数は、非常口等の工事箇所において、1ヶ月当たり最大で5,000台以上となる場合もあり、車両の走行は地域の生活に大きな影響を及ぼすものと考えられます。その影響は、騒音や粉じんの発生等の環境面だけではなく、交通安全や道路管理上の問題が生ずるおそれもありますので、あらかじめ関係市町や道路管理者等の関係機関と協議して、具体的な走行ルートを設定するよう求めるものでございます。

また、意見の後段は、工事現場と工事車両の走行に関して、周辺環境への影響を最小限とするよう、工事の平準化等の環境保全措置を具体的に検討して、その内容を含めた工事計画の策定を求めるものです。

続いて、「第2 個別の環境要素に係る事項について」です。

「1 大気質」については1項目の意見になります。

この意見は、工事の実施の際に、大気汚染物質のモニタリングを実施することを求めるものです。トンネルや非常口の工事箇所は、大気が滞留しやすい狭隘な谷間地形である場合があると想定されますが、準備書においては、そのような場合等が考慮されておらず、影響評価が十分でない点があると考えられます。着工後のモニタリングで状況把握を行い、必要に応じて対策を講じていただくという主旨で、このような意見としております。

また、意見の後半では、大気汚染物質のモニタリングの際に、大気の拡散に係る大きな影響因子である鉛直方向の気温分布を必要に応じて測定し、一時的に大気汚染物質が高濃度となった場合の影響や保全措置を検討することも求めています。

「2 騒音、振動、微気圧波、低周波音」については、6項目の意見になります。

まず、(1)は建設機械の稼働に係る騒音についての意見になります。準備書本編の第8章の騒音に関する調査予測評価の結果において、予測地点ごとに工事の作業内容や建設機械の種類を明記したうえで、それぞれの場合の予測結果が記載されておりますが、工事ヤード内での建設機械の想定配置が明らかにされておりませんので、その内容について評価書に記述することを求めるものです。

(2)は、工事用車両の走行に係る騒音についての意見です。これも準備書本編の第8章に予測地点における現況値と予測値が記載されておりますが、工事用車両の走行による寄与分が約5デシベルとなる場合や、既存道路の現況が環境基準を超過している箇所が3地点あることから、特にこのような箇所については、工事の平準化等を確実に実施することを求めるものです。

(3)と(4)は、列車の走行に係る騒音についての意見になります。

まず、(3)は、準備書の予測結果の妥当性を検証できるように、予測等で参照した山梨実験線における音源のパワーレベル等の測定方法や測定結果を評価書に記述することを求めるものです。

また、(4)は、地上部路線における騒音低減対策として、車両や防音壁の技術開発を進めるとともに、関係市町と協議・調整を行って環境保全措置の内容を具体的に検討した上で措置を講ずることを求めています。また、環境保全措置の効果を検証する観点で、供用後に列車走行騒音のモニタリングを実施することも求めています。

(5)と(6)は関係市町長意見を踏まえて整理した意見で、(5)は、振動について、工事中・供用後のモニタリングを、(6)は、列車走行に係る微気圧波、換気施設の稼働に係る低周波音について、供用後のモニタリングを求めるものです。

「3 水質、地下水、水資源」については、7項目の意見になります。

(1)は、工事で発生する湧水に含まれる有害物質に関して、(2)は、工事で発生する濁水に関して、それぞれ現場ごとに水質や水量を把握した上で、具体的な処理方法、処理施設の規模等の詳細を工事計画に位置づけて、それに基づいて処理を行うことを求めるものです。

(3)は、工事排水について、定期的にモニタリングすることとし、モニタリングの項目や頻度、期間については、県や関係市町、水道事業者などの関係機関と着工までに協議・調整すること求めるものです。

(4)は、トンネル工事において湧水等を抑止するための補助工法として用いられる薬液注入工法について、使用する薬液の種類や使用量等を明確にした上で、具体的な環境保全措置を検討するよう求めるものです。

(5)は、事業実施による個別の井戸への影響の有無を判断できるよう、高橋の水文学的方法で求めた予測検討範囲内に存在する全ての井戸について、利用状況や井戸深等の情報を着工までに把握することを求めるものです。併せて、予測される影響について井戸所有者等に説明することも求めています。

(6)と(7)は、地下水・水資源に関する事後調査についての意見です。準備書においては、地下水の水位と河川の流量に関して事後調査を行うと記載されておりますが、調査対象について「主な井戸」あるいは「主な河川」と記載されており、調査期間についても「工事完了後一定期間」と具体的な計画が示されていないことから、具体的な事後調査計画を策定し、県及び関係市町に報告することを求めるものです。また、事後調査の対象となる井戸や河川の選定についての留意点を記載しています。

「4 土壌汚染」については、2項目の意見になります。

(1)は、発生土における重金属等の有害物質による土壌汚染について、着工までに検討や対

応が必要な事項を指摘し、措置を講ずることを求めるものです。

まず、アとして、有害物質を確認するためのモニタリングの方法と頻度を定めておくことを求めています。

次に、イとして、有害物質を含む可能性が高い美濃帯の泥質岩について、事前のボーリング調査等においてその存在箇所を把握し、その箇所のモニタリングを詳細に行うことを求めています。

ウでは、汚染土壌が発生した場合の工事現場での管理方法と処理・処分の具体的な方法を、あらかじめ定めておき、県及び関係市町への報告と住民に説明した上で工事に着手することを求めています。また、実際に汚染土壌が発生した場合の対応結果も、同様に県や関係市町に報告し住民に説明することも求めています。

(2)は、発生土におけるウランに関する意見です。準備書では計画路線はウラン鉱床を回避していると記載されていますが、文献調査で把握できなかったウラン鉱床の存在やウラン鉱床と認知されないレベルのウラン含有土壌を掘削する可能性は否定できないことから、あらかじめ検討や対応が必要な事項を指摘し、措置を講ずることを求めるものです。

まず、アでは、計画路線上のウラン鉱床に比較的近い地域や地質が類似している地域にあっては、事前のボーリング調査等において、ウラン含有土壌を含む地質の把握を行い、工事計画を定めること、その工事計画の内容を、県及び関係市町へ報告し、住民に説明することを求めています。

次に、イでは、発生土や掘削箇所の湧水、発生土置き場の流出水におけるウラン濃度の把握方法、管理を必要とするウラン濃度レベル、ウラン濃度が高い発生土等が判明した場合の対応方法、放出されるラドンの把握及び管理を含めた対応方法等について、法令や既存事例を参考に、専門家の指導・助言を得て、できるだけ早い時期に具体的に定めること、定めた内容を、県及び関係市町へ報告し、住民に説明することを求めています。

また、評価書作成時点までに検討できた事項や具体的な対応方法等を決定する時期を評価書に記載することも求めています。

ウでは、ウラン濃度が高い発生土等が判明した場合の対応結果について、その都度、県及び関係市町へ報告し、住民に説明することを求めています。

先ほどもご紹介しましたが、ウラン対策について、3月10日付けで東濃地域の県民の方々から審査会あての要望書をいただいております。この要望書については、事務局で受領した時点で、委員全員に電子メール等で情報提供しております。既にお目通しいただいているものと思いますが、念のため、本日も資料7として配布させていただきましたので、よろしく願います。

「5 地形及び地質」については、3項目の意見になります。

(1)と(2)は、準備書本編の「第4章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」の記載内容の充実を求めるものです。

(1)において、地形・地質の全般について、評価書作成時点で得られる最新の調査データ及び文献を踏まえて、評価書に正確に記述することを求めており、(2)において、特に、断層や破碎帯に関して、準備書に記載されていない手賀野断層を含めた情報、それから断層等と地震の関係について、詳細かつ正確に記述することを求めています。

(3)は、中津川市の天然記念物であるヤマグチ石に関して、工事に当たって、必要に応じて市教育委員会と協議することを求めるものです。

「6 磁界」については、2項目の意見となります。

(1)では、予測結果の妥当性を検証できるように、実験線における公開測定等の調査結果と、その再現性やデータが示す意味等を評価書に記述することを求めます。磁界の公開測定結果については、第2回審議において事業者から資料が提示されておりますが、その内容を含めてよりわかりやすい表現で評価書に詳しく記述することを求めるものです。

(2)は、磁界の長期的なばく露が人体及び生態系に及ぼす影響について知見を引き続き収集

することと、列車走行による磁界の人体影響に関して、第三者機関による評価の実施について検討することを求めるものです。

「7 日照障害・電波障害」については、2項目の意見で、いずれも関係市町長の意見を踏まえており、着工までに地域住民に説明することを求めるものです。

(1)の日照障害については、鉄道施設の形状や高さの配慮を求めるとともに、影響範囲を示す詳しい図面や具体的なデータに基づいた説明を、(2)の電波障害については、列車走行による影響の有無を含めた具体的なデータに基づいた説明を求めています。

「8 動物・植物・生態系」については、7項目の意見になります。

(1)は、動物・植物・生態系に係る総括的な意見になります。環境保全措置や事後調査を具体化していく際に、対象地域の自然環境の実態に精通した専門家から指導・助言を受けることを求めるものです。また、事後調査について、今後、調査内容や調査時期、調査頻度等の具体的な計画を策定した段階で、県及び関係市町に報告することを求めています。

(2)は、施設の位置や設備の配置の詳細が確定していない車両基地、非常口及び変電所等の土地改変区域について、植物や生態系の現況を把握し、それらに配慮して具体的な計画を決定することを求めるものです。特に、車両基地予定地の土地改変の規模は大きいので、猛禽類の採餌場が広い範囲で減少することも留意して施設計画を検討する必要があることを指摘しているものです。

(3)は、希少な鳥類の営巣地や繁殖期に留意して工事を実施するとともに、環境保全措置を的確に実施することを求めるものです。また、事後調査にあたって、あらかじめ影響の有無を判断できる目安・基準を定めることを求めています。

(4)は、底生魚類について、土砂などの河川流入により生息環境が損なわれる可能性が高いので、工事現場周辺においては、河川底質への影響に留意して、濁水対策や土砂の散乱防止対策の実施を求めるものです。

(5)は、希少な植物の環境保全措置に関して、例えば、クロホシクサ等の移植による保全が難しい種もあることを認識し、種の生活史や生育環境の特性等を踏まえて、具体的に設定することを求めるものです。

(6)は、地下水の予測評価の際に定めた予測検討範囲内の湿地について、着工までに現状把握を行うとともに、それぞれの湿地の成立状況等を推定した上で、それに応じた環境保全措置を講ずることを求めるものです。準備書の資料編に記載されている湿地概況調査について、その対象を含めて、影響が予測される範囲全域について、綿密に現状を把握する必要があることを指摘しているものです。

(7)は、関係市町の意見を踏まえて整理したもので、夜間照明について、動植物への影響を最小限に抑えるような環境保全措置を講ずることを求めるものです。

「9 文化財」については、3項目の意見になります。

(1)は、車両基地や換気施設、変電施設等の土地改変の可能性のある範囲に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地について、関係機関と協議の上、着工前の試掘・確認調査及び本発掘調査の実施を求めるものです。

本発掘調査の結果、重要な遺跡が確認された場合の措置についても関係機関と協議すること、工事中に遺跡と認められるものが発見された場合には、速やかに工事を中断し、その措置について関係機関と協議することも求めています。

(2)は、可見市久々利地内大萱地区の文化財に関する意見になります。この地区では、古窯跡に関する重要な遺跡が存在する可能性がありますので、関係機関と協議の上、橋脚、切取区間等の改変区域について、重要な遺跡の有無を確認し、存在する場合は、これを回避できる方法を工事計画策定までに検討することを求めるものです。

(3)は、中津川市の第2木曾川橋梁の予定地周辺の県指定天然記念物等、施設設置や工事実

施箇所の周辺に存在する天然記念物等に影響が生じないよう、施設構造や工法等に配慮することを求めるものです。

「10 景観」については、5項目の意見になります。

(1) は、駅の景観影響に関して、できるだけ具体的なイメージ図を評価書に記載するとともに、その影響が最小限となるよう対策を求めるものです。

(2) は、車両基地の景観に関して、建造物の配置等に配慮し、周囲を緑で覆う等により周辺の景観と調和するよう計画することを求めるものです。

(3) は、工事中の景観の保全について、その改変の程度に応じて具体的な対策を講ずることを求めるものです。

(4) と (5) は、可児市大萱地区の景観に関する意見です。

(4) は、これまでのこの地区での調査経緯、把握した地域の景観特性等を評価書に詳細に記述することを求めるものです。また、景観検討会での検討結果、どのような景観配慮がなされたのかについても評価書に記述するよう求めています。

(5) は、地上部路線による景観影響について詳細に把握できるように、準備書に記載された視点場だけでなく、第3回あるいは第4回の審議で示された、より高架橋に近い地点からのフォトモンタージュ等の予測評価結果を評価書に記述することを求めるものです。また、追加の予測評価結果について、可児市や地域住民等に、事業説明会や工事説明会等において丁寧に説明することを求めています。

「11 廃棄物等」については、1項目の意見になります。

発生土置き場等の具体的な位置・規模等が決まっていないという状況を踏まえて、発生土の処理について慎重な検討と必要な措置を講ずることを求めるものです。

まず、アでは、発生土の本事業内での再利用、他の公共事業等での有効利用の具体的な方策及び発生土置き場等の新設場所について早急に検討し、発生土の搬出・処理の計画を策定すること、その計画について、県及び関係市町に報告し、住民に説明することを求めています。

イでは、新たに発生土置き場等を設置する場合には、規模や地域特性等を考慮するとともに専門家の助言を踏まえて調査・予測・評価を実施し環境保全措置の内容を定めること、事後調査とモニタリングの計画を策定することを求めています。また、この段階でも、県及び関係市町に報告し、住民に説明することを求めています。

ウでは、事後調査を実施、必要により追加の環境保全措置を講ずること、事後調査結果について、県及び関係市町に報告し、住民に説明することを求めています。

エでは、イ及びウに関して、県又は関係市町等から意見等があった場合に追加対応を検討すること、検討結果を県及び関係市町に報告し、住民に説明することを求めています。

これまでの審議において、複数の委員から、発生土置き場等の新設に当たっての環境影響評価については、当審査会の審議対象とすべきとのご意見をいただいております。

そのようなご意見を踏まえまして、今回の審査会意見案のかがみ文において、当審査会から県への要請事項を記述したいと考えております。

戻りますが、資料3の1枚目をご確認ください。記の下の部分に審査会から県への要請として、「今後、発生土置き場等の設置場所が具体化され、その設置に係る環境影響が検討された段階において、知事は事業者に対して、必要に応じて環境保全の見地からの意見を述べ、所要の対応を求めるべきであり、その際には、当審査会から意見聴取を行われたい。」との要請を記載しております。審査会からこのような要請をいただいた折には、県としては、知事意見に反映することを考えております。その具体的な内容は、資料4に整理しておりますので、そちらをご確認ください。横向きの資料の右側の一番下、下線部分を知事意見として追記することとします。

最後に「12 温室効果ガス」については、2項目の意見になります。

(1) は、列車走行に係る意見です。準備書資料編において、東京都から大阪府まで供用され

た場合のCO<sub>2</sub>排出量が記載されていますが、今回の案件は、東京都・名古屋市間を事業対象としておりますので、名古屋市までの運行を対象とした予測評価の結果について、評価書に記載することを求めるものです。また、今後更に省エネルギー化に取り組み、温室効果ガス排出量の削減に努めることも求めています。

(2)は、工事の実施中と駅、車両基地及び換気施設の供用に伴う排出量の一層の低減を図ることも求める意見になります。準備書では、県全体の温室効果ガス排出量と比較しておりますが、工事や施設供用による排出量そのものは少なくありませんので、環境保全措置を的確に実施することを求めるものです。

審査会意見案の説明は以上になりますが、最後に、資料6について簡単にご説明いたします。資料6は、前回審査会以降に委員からいただいた意見とそれに対する事務局の回答を整理したものです。事務局回答欄の点線の囲みは、審査会意見案を挿入しているものです。委員のご意見を踏まえまして、審査会意見案をこのように整理しました、という資料の作りになっております。

なお、委員のご意見の中には、審査会意見案には書ききれない、具体的で詳細なご指摘もございますので、そのようなご指摘につきましては、今後、評価書を作成する際、あるいは事業を実施する際に参考とするよう事業者働きかけてまいりたいと考えております。

以上で、事務局からの説明を終了いたします。

#### 【会長】

これまでの4回の審査会での意見及び書面で提出された意見を集約していただき、この事務局案となっています。これについて、意見はありますか。

#### 【委員】

これが最終の審査会意見となると弱い感じがします。準備書がきちんとした内容でなく、具体性に欠けていたために、どのくらいの審議ができたのか疑問に思います。

動植物でいいますと、未調査の部分もたくさんありますし、こんな中でどのように評価をしていくのでしょうか。事業を進めたときに、未調査のものが出てきたらどのように対応していくという具体案がほとんど示されていません。評価書に示されるのだとは思いますが、これで事業を進めていっていいのかという疑問が心の中に残っています。

もうひとつ、私たちも責任がある立場ですので、名前を出して審査をしています。特に求めたいのは、今後、JR東海さんが仮に事業を進めていって、いろいろな問題が生じたときに、責任ある委員会構成やきちんとした調査を行っていただきたいということです。準備書の段階でも専門家の意見を聞きました、何々の意見を聞きましたと出ているのですが、具体的な名前は伏せてあります。誰がどう言ったのかわかりません。

以上のことを重ねて付け加えたいです。

#### 【会長】

具体的には、6ページあたりの表現ということですね。包括的で弱いということですね。

#### 【事務局】

今、委員からご指摘のあった件につきましては、事務局としても認識をしているところでして、審議の過程で出てきた意見、それから市町あるいは公聴会で寄せられた意見を中心に今回の審査会意見案を取りまとめさせていただいたのですが、今後、これを受けて知事意見を事業者へ提出します。委員からのご指摘の件については、しっかりと受け止めさせていただき、包括的な知事の意見として述べたいと考えています。

今回、審査会で審議いただいた点は、比較的個別の具体的なところであったと認識しています

ので、審査会で審議をいただく上での皆さんの考えは、知事意見を作成するときに汲み取ります。準備書で記載がなかったところは、姿勢等の指摘をして、評価書が実りあるものになるように意見を述べたいと考えています。

今回の事務局案はあくまでも審査会の審議を踏まえて、取りまとめをさせていただいたということでご理解していただくようお願いします。

#### 【委員】

景観の専門です。景観について何度も同じように、お願いして回答が返ってくるということでしたが、誠意をもってきちんと対応をしていただきたいと思います。なぜなら工事が済めばいいというものではなく、工事の間の景観の変化というのは、取り返しのつかないものだと思います。それが工事だけでなく、工事に係る準備期間においても影響が大きいので、それについてはきちんと事前に調査をしているという態度を住民や私たち委員に示して、これから工事を実施していただきたいと思います。

リニアは大切な事業だとは思いますが、それにも増して、そこにいる人たちや景観が大切であると先に考えていただくことを知事意見に取り入れていただきたいと思います。

#### 【会長】

この審査会意見案は十分でないということですか。

#### 【委員】

もっと声を大にして書いていただきたいと思います。事務局案は今まで言ったことをまとめていると感じていますが、先程言われた、弱いという気持ちはわかります。

#### 【事務局】

審査会場で議論をしていただき、事業者からも新しい視点場をCG等で示された可児市大萱地区についても、具体的な記述として景観の項目で、検討経緯や評価について評価書にしっかり記述するようにと求めています。また、工事計画等を策定された際には、地元の方に説明をするということも求めています。そしてさらにその他総論的な姿勢として、事業者に対して求めています。例えば、委員の皆様方には専門的な立場で準備書の審査をしていただいておりますが、評価書になったとき一般の住民の方が理解しやすいものになるのかということについても、知事意見の作成にあたっては課題になると思っています。評価書をわかりやすくすることや景観も含めた工事計画を地元積極的に情報を公開していくことの姿勢について、知事意見に入りたいと考えています。

#### 【委員】

廃棄物等のところで、「計画を策定した段階で、県及び関係市町に報告するとともに地域住民等に丁寧に説明すること」とあるのですが、いつまでに報告をするように、ということが事業者にとって明確にわかるようにしていただきたいと思います。事務局から説明があったような手続きが進められていくのだとは思いますが、事業者は廃棄物、発生土の運搬の車両台数などは付け加え程度でしか説明しなかった覚えがあります。時期などの段階、段階を地元の方にわかりやすく丁寧な対応をするようにしていただきたいと思います。

#### 【会長】

審査会意見書によって対応するというのではなく、議事録を残して事業者にしっかりと伝えるということでしょうか。

**【委員】**

はい。

**【委員】**

意見が弱いと思ひまして、なぜかという、1ページ目に「可能な限り環境影響評価書への記載を求めること」とあるのですが、これだと抜け道をつくっているようで不安です。これを「必ず評価書に記載すること」にはいけないのでしょうか。

**【事務局】**

評価書への記載については、これまでの審査会での議論や市町等の意見を踏まえて、個別内容のところで必ず評価書に記載するようというのを具体的に提示しています。例えば、施設の概要のところでは、評価書においては詳細を記述するようというように書いていますし、また、騒音のところでは、音源のパワーレベルや周波数特性の測定方法及び結果を評価書に記述するようというように書いています。このように議論において、評価書までに明らかにすべきだと意見があったことについては、個別の項目において記載をしています。

それに加えて、前文の中で「可能な限り」と表現しているのは、その他の事項についても評価書作成の時点において明らかになっていることはほとんど評価書に記載してくださいということをお求めているものであり、そのような書き分けをしています。

**【委員】**

今の話だと、評価書を作成する段階で明らかになっていないことは記載しなくてもいいということですか。評価書には書けないことはほとんどないのではないかと思います。区別をした根拠がよくわかりません。

**【事務局】**

審査会での議論、市町や公聴会の意見を踏まえて、最低でも評価書には記載してもらう必要があるのは11項目あり、個別のところで評価書に記載をするように求めています。その他の事項については、工事計画までに対策を講じなさいということがいろいろありますので、それについては評価書作成時点で明らかになったことを記載するようというのを求めているものです。

**【委員】**

今、隣の委員から話がありまして、国土交通省から「附帯施設について、評価書作成までの間に位置等を明らかにすることが困難な場合、必要な環境保全措置を評価書に位置付けた上で、その環境保全措置の効果を事後調査により確認する必要がある。」という意見が出されていることにより、評価書に記載しないものがあってもよいということでした。そういうこともあるのだなと納得しました。

**【委員】**

文章の理解の仕方は人によって違ったりするものなので、表現としては仕方ないと思いますが、例えば、動物・植物・生態系のところで「自然環境の実態に精通した専門家から指導及び助言を受けること」とあります。言葉としてはこれでいいと思いますが、専門家とはどのような人のことをイメージしているのでしょうか。審査会意見案に書いてあるような問題に対して回答ができる、意見を言える専門家はいますか。

また、ドジョウ等の底生魚類にところで、「濁水対策や発生土の散乱防止対策を実施すること」

とありますが、これはどのような方法で行うのでしょうか。

こういったことがイメージできないから、委員から先程のような意見が出ているのだと思います。表現としてはいいのですが、具体的なイメージができないから不安な気持ちになるのではないのでしょうか。

**【事務局】**

精通した専門家がどのような方か、あるいは濁水対策や発生土の散乱防止対策が具体的にはどのようなことかという質問ですが、動物・植物・生態系に関する審査会意見案の中で、「調査の内容、時期及び頻度等の具体的な計画を策定した段階で県及び関係市町に報告すること」とあり、この中で具体的な保全の対策やどんな専門家に相談をして対策を決めたのかということをチェックして確認ができると考えています。

**【委員】**

専門家のイメージが湧かないです。このようなことを現場に即して専門的にやっている人でないと、具体的な対策などはわからないと思います。

**【事務局】**

事業者の姿勢として、発生土の置き場の環境保全措置等については、この審査会の意見を聞くということを知事意見の中では明確にするのですが、私共としては、まさに今回の審議をしていただいた先生をはじめとする方が、ご意見を言っていただける専門家だと、一義的には考えています。

**【委員】**

審査会意見案の景観のところ、「工事中の景観の保全についても、その改変の程度に応じて具体的な対策を講ずること」とありますが、工事車両がどこを通るのがわかった時点で、住民に対してどの程度の道路を作るとか、どのように景観に影響がでるのかということが提示できるのではないかと以前から申し上げています。そのような配慮をしていただきたいと思います。改変の程度に応じてではなくて、どこを工事するのがわかった時点で住民に示していただきたいと思います。残土を運ぶにしても、何にしても工事用の道路が作られます。そのときに景観は必ず変わります。現時点ではどこに作るのかかわからないと事業者は言われているので、そのようなことを付け加えていただきたいと思います。

**【会長】**

時期のことを言われているのでしょうか。

**【委員】**

工事が始まる前に示していただきたいです。工事が始まってからでは遅いので、工事が始まる前に工事車両はどこを通り、景観はどのように変わるのかを示していただきたいです。

**【事務局】**

施設の概要の計画については、審査会意見案の1、2ページ目のところで、「関係市町の意見を踏まえること」と記載しています。それから工事車両がどこを何台通るかということに関しては、工事方法のところ「あらかじめ関係市町及び関係機関と協議した上で適切な走行ルートを設定すること」と記載しています。工事中の景観につきましても、この意見に含まれていると考えていますが、確かにこの工事方法のところについては、知事意見にするときに景観等への配慮も含

めて、もう少し具体的に記載するべきではないかという認識を事務局として持っていましたので、知事意見では、工事計画のことなどもう少し具体的なことを求めていきたいと考えています。

#### 【委員】

一番気になるのは、事後の調査のスケジュールです。ここまでには調査を実施するというものがないと、またぎりぎりになってから突然出てきて、うやむやになってしまうことになってしまうと思います。現時点で提示されていないものについては、いつまでに実施するというのをどこかで明確にするべきだと思います。

#### 【事務局】

特に審査会で課題となりました発生土置き場につきましては、どの段階で県に報告をして、ひいては審査会で議論をしていただくということを明示しています。その他で事後調査を求めることがあり、それらについても時期をできる限り明示できる形で表記をしていますが、早めに報告がされないと対応や審議が間に合わないという懸念がありますので、これらのことは知事意見の中で、事業者の姿勢として時間的余裕を持って行うようにと記載したいと考えています。

#### 【会長】

いずれの委員も十分は時間をとることを要望されていると思いますので、これらのことは議事録に残すとともに、知事意見に取り入れてもらうということではいかがでしょうか。

#### 【委員】

地形、地質に関する文言についてはこれで十分だと思います。あと、具体的なことを行っていくときに、例えばウラン鉱床に関していろいろ心配がされていますが、決め手になるのは、動物・植物・生態系のところにもあるように、自然科学の事物、現象に精通した人、はっきり言えば日本でトップ級の人を選ぶということだと思います。そういう意味では、ウラン鉱床に関しては動燃が25年間、30年間、多いときでは十数名で研究をしていますから、再調査しなくてもそのデータを使えばいいです。先程、他の委員から意見があった、底生魚類に対する環境保全措置の濁水対策、発生土の散乱防止対策もそういう専門家を選べばいいと思います。

一方、湿地の水が心配だということで、準備書には湿地のモデル図、断面図がありましたが、あれは間違いがあります。湿地の水がどのように流れるかという断面図は、調べて推定して作成しているようですが、明らかに間違っているものです。粘土層があるため湿地の水は下へは流れず、トンネルを掘っても大丈夫だとしていますが、それは間違っています。誰が作ったのかわからないですが、自然現象の実態をよくわかっている人が調べていないのです。採ったデータがいい加減であれば、そのあといくら討論をしても意味がないので、これからはそれなりの人に調べてもらうべきです。一般企業が行う調査が十分でないときもあります。科学的に間違いのないデータを見る目のある人が調査をして、次に進めていくことです。では誰を選ぶのかということですが、それは専門家でないとなかなかわかりません。いろいろな方に相談をするといいと思います。

東濃の湿地であれば、名古屋大学の糸魚川名誉教授が間違いなく一番です。湿地の水のことは、糸魚川名誉教授に相談するのが一番の近道です。この審査会委員やいろいろな方に相談をして、適切な方を選び、正しいデータを採るようお願いします。

#### 【会長】

他に意見はありますか。よろしいでしょうか。今まで委員の皆さんからいただいた意見については、議事録にしっかりと残し、事業者伝えて、事業に反映してもらうこととします。また、

知事意見に反映できるところは反映してもらいます。  
このような形でよろしいでしょうか。

<異議なし>

**【会長】**

それでは、この事務局案を審査会意見としてよろしいでしょうか。

<異議なし>

**【会長】**

それでは、事務局案を審査会意見とさせていただき、県へ提出したいと思います。  
今日の審議はこれで終わります。